

行政不服審査法の改正に伴い国税通則法の改正を求める意見

平成 19 年 12 月 日本税理士会連合会

通則法改正意見	<ol style="list-style-type: none">1 異議申立てを廃止し、再調査請求制度を創設すること 簡易・迅速な権利救済制度として機能を充実させる2 審査請求期間を 2 箇月から 3 箇月以内に延長すること3 審査請求の標準審理期間を設けること4 証拠書類の閲覧・謄写を認めること5 審理手続きを充実させること (1)口頭意見陳述を認める対審的構造の手続き規定を整備する (2)争点主義的運営に基づく手続き規定を整備する
改革の方向性意見	<ol style="list-style-type: none">1 再調査請求は審査請求の前置でなく、納税者選択とすること2 全ての課税処分に理由附記を義務づけること 理由附記を青色申告者への特典としないこと3 第三者機関（審査会等）への意見送付手続きを行なうこと 国税不服審判所の独立性を明確にし、審査制度の公正性を高めるため4 国税審判官の任用基準を策定すること 処分庁と裁決庁の機能分離の観点から、任用基準を公表すること5 行政庁の不作为について、処分を求める制度を設けること6 通則法の抜本的改正について 通則法に「国民の権利利益の保護及び救済を図る」規定を創設すること 審査請求手続きを経ないで直接訴訟提起できる制度を創設すること 行政手続法除外規定を廃止すること